

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成26年川西市政治倫理審査会(第1回)	
事務局(担当課)		総務部総務室総務課	
開催日時		平成26年8月21日 午後6時30分から午後7時	
開催場所		川西市役所4階 庁議室	
出席者	委員	1号委員(弁護士) 岡田 隆 2号委員(税理士) 横田 信之 3号委員(大学教授) 有澤 知子 4号委員(人権擁護委員) 河島 誠 5号委員(川西市コミュニティ協議会連合会) 白崎 邦男 5号委員(川西市青年会議所) 梅野 高明	
	その他		
	事務局	小田総務部長 田家総務室長 阿部総務課長 今井総務課長補佐 四方田 早金	
傍聴の可否		可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 市長挨拶 2 辞令交付 3 議事 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 政治倫理審査会の役割等について (3) 過去の事例の概略説明について	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

審議経過

事務局(総務課長)	<p>本日は、大変お忙しい中、当審査会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、川西市政治倫理審査会を開催いたします。</p> <p>審査会の会長が決まりますまで、私、総務部総務室総務課長の阿部でございますが、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>先ず、開会に当たりまして、大塩市長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>みなさん、こんばんは。市長の大塩でございます。</p> <p>本日は、新たな任期といたしまして第1回の本市政治倫理審査会の会議をご案内いたしましたところ、委員の皆様には、昼間のお疲れにもかかわらず、また、何かとご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>平素は、政治倫理に関することはもとより、本市行政全般にわたり、何かとお世話になり、ありがとうございます。</p> <p>この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、この度は政治倫理審査会委員の就任につきまして、ご無理をお願いいたしましたところ、快くお引き受けくださりまして、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>さて、この川西市政治倫理審査会でございますが、平成4年に発足し、すでに22年が経過いたしました。</p> <p>本市の政治倫理条例におきましては、当時の混乱した市政を立て直し、市政の直接的担い手である市長そして市議会議員の自己規制を定め、また市民自身の市政への参加を制度的に保証するため制定したものでございます。</p> <p>政治倫理の調査請求は、他市の状況を見ましても条例を定めた当初は市民の関心が高いものの、その後の落ち着きとともに調査請求はあまり行われていないのが現状のようであり、本市におきましても平成17年を最後に請求がなされていない状況でございます。</p> <p>今後とも、開かれた市政の推進に向け、市民との協働のまちづくりを一層進めていく所存でありますので、委員の皆様のお力添えをお願い申し上げます。簡単でございますが、辞令交付に当たりまして私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(総務課長)	<p>続きまして、本審査会委員の委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>川西市政治倫理審査会委員選出要綱第2条各号に規定する委員の順にお名前をお呼び致します。まずは岡田隆委員からお願いします。</p>

<p>市長</p>	<p>辞令 岡田 隆様 川西市政治倫理審査会委員を委嘱します。 任期は平成28年3月31日までとします。 平成26年4月1日 川西市長 大塩 民生 (委員名簿順に辞令を交付)</p>
<p>事務局(総務課長)</p>	<p>次に、今期からのご就任ということで4名の委員を新たにお迎えしておりますことから、ここで、委員の皆さまから、お手元の資料のうち委員名簿をご覧いただきながら、順次、簡単に自己紹介をしていただければと考えております。よろしく願いいたします。 それでは、先ほどの辞令交付の順で恐縮ですが、こちら側岡田委員から、願いいたします。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>岡田でございます。任期としては3期目となりますが、いまだ具体的な審査の事案は経験しておりません。このこと自体は市にとっては喜ばしいことだと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>横田委員</p>	<p>税理士の横田でございます。この政治倫理審査会委員を長くさせてもらっています。当初にいくつかの事案がございまして、その時に審査をさせていただいたことがございます。こういう条例は非常に素晴らしい条例であり、いい制度だと思います。今後とも微力ですがお力になりたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>有澤委員</p>	<p>有澤と申します。大阪学院大学で憲法を教えております。隣のゼミの先生から推薦を受けまして委員をやることになりました。私は平成4年に大学に赴任しましたので、この条例、委員会と同じ年月、職についております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>河島委員</p>	<p>人権擁護委員の河島と申します。任期中にこの委員会は集まらないほうがいいのかと思います。よろしくお願い致します。</p>
<p>白崎委員</p>	<p>白崎です。川西コミュニティ協議会連合会、加茂小学校区コミュニティ協議会の会長をしております。初めてですが、なにとぞよろしくお願い致します。</p>
<p>梅野委員</p>	<p>一般社団法人川西市青年会議所今年度理事長を務めております梅野と申します。私も今回初めてということになりまして、若干難しい問題が多々、内容的にはあると思います。先ほどもありましたように、この会が行われないこと祈念いたしまして、学んでいきたいと思っております。</p>

<p>事務局(総務課長)</p>	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。 続きましては、この場をお借りいたしまして、今年度の事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。</p> <p>(各事務局職員紹介 小田総務部長・田家総務室長・今井課長補佐・四方田主事・早金・阿部総務課長の順に紹介)</p>
<p>事務局(総務課長)</p>	<p>ここでお断りがございます。市長は本日所用のため、これを持ちまして退席させていただきます。どうかご了承くださいませようお願いいたします。</p> <p>(大塩市長 退席)</p>
<p>事務局(総務課長)</p>	<p>それでは、ただ今から協議事項に入ります。 協議事項1「会長、副会長の選出について」であります。 これにつきましては、川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、会長、副会長は委員の互選により定めることとなっております。 ご意見等はございますでしょうか。</p>
<p>梅野委員</p>	<p>初めて経験する方が4名いますので、是非ここは経験の多い横田委員と岡田委員に会長副会長お願いしたいと思います。特に弁護士という立場であります岡田委員には会長の職をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>事務局(総務課長)</p>	<p>ただ今、梅野委員から、会長に岡田委員を、副会長に横田委員をとの声があがりましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>事務局(総務課長)</p>	<p>異議がございませんようですので、それでは、岡田委員を会長に、横田委員を副会長にお願いしたいと思います。</p> <p>岡田委員、横田委員何とぞよろしくお願いいたします。また、席の移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、条例施行規則第4条の規定によりますと、審査会の会議は会長がその議長となることとなっておりますので、以後の議事進行につきましては岡田会長の方でよろしくお願いいたします。</p>

<p>岡田会長</p>	<p>岡田でございます。皆様のご推挙によりまして審査会の会長を務めさせていただくことになりました。先ほども申しましたように、具体的な審査をした経験はございませんので、経験十分とは言えないかもしれませんが、万が一審査があった場合、委員の皆様にご協力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>副会長からも一言、お願いします。</p>
<p>横田副会長</p>	<p>副会長を務めさせていただきます横田です。唯一審査にかかわらせていただいたということだけなので、皆様のお力をお借りして、ないことを祈りますが、もし審査があれば、皆様とともに進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
<p>岡田会長</p>	<p>それでは、協議事項に戻りまして、協議事項1「会長、副会長の選出」につきましては、以上でございます。</p> <p>次に協議事項2 政治倫理審査会の役割等についてであります。事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(四方田)</p>	<p>本日は、大変お忙しい中、当審査会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。今回、新たに4名の方が当審査会委員として委嘱されましたので、政治倫理審査会の役割等を事務局よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(手元の配布資料の確認)</p> <p>政治倫理審査会の役割につきまして、お手元にお配りしています資料に基づいてご説明いたします。左下に「議題2」と付されている横向きの資料をご覧ください。</p> <p>当該資料を元に、ご説明申し上げます。ご説明する内容は、2枚目の目次でございますとおり、「1 条例制定の経緯」「2 調査請求の流れ」「3 政治倫理基準違反の審査の流れ」の3点でございます。</p> <p>それではまず、「政治倫理条例制定の経緯」についてご説明いたします。恐れ入りますが、右下に「3」というページ番号が付されている資料をご覧ください。</p> <p>まず、「1 条例制定の経緯」についてご説明いたします。</p> <p>本市におきましては、長期在職した市長の勇退に伴う平成2年の市長選挙で買収事件が発生いたしまして、市議会議員が複数名逮捕されました。</p>

その後、勇退した元市長が収賄容疑で逮捕され、当選した新市長は、就任後十数日で辞職し、同日、市議会は、自主解散いたしました。

そして、出直し選挙が行われ、新たに市長が決まり、新しい川西市がスタートいたしました。

このような背景のなかで誕生した新生川西市は、「開かれた行政」、「人間を大切に作る行政」などを市政の基本方針として捉え、議会と一体となって公文書公開条例、政治倫理条例を制定しました。

続きまして、「2 調査請求の流れ」についてご説明いたします。右下に「5」というページ番号が付されている資料をご覧ください。条例等の規定を引用致しますので、随時お手元に配布しております関係例規をご参照ください。

まず、市民の調査請求につきましては、条例第6条に規定されております。

提出先につきましては、条例第6条の規定により、市長の調査請求につきましては市長へ、市議会議員の調査請求につきましては市議会議長へ、それぞれ提出いたします。フロー図にお示しております。

提出された調査請求書等につきましては、会長の指示に基づき、事務局である総務部総務室総務課において、適否点検、審査を行います。条例第6条により「選挙権を有する市民50人以上の連署」と規定されていることから、その受理要件の適否を審査いたします。

受理要件が満たされた場合に限り、審査会による審査が開始されます。

最後に「3 政治倫理基準違反の審査の流れ」について ご説明いたします。右下に「7」というページ番号が付されている資料をご覧ください。

政治倫理審査会の会議につきましては、原則傍聴可能であり、公開としております。

会議の議長は、会長にさせていただきます。

委員の三分の二以上(四人以上)の出席がなければ会議を開けません。

議事は、出席委員の過半数で決めます。なお、同数のときは、議長である会長の決定事項となります。

具体的な審査方法と致しましては、裁判形式と同様に、調査請求者である市民と被調査請求者である市長又は議員が同時に入室して審査を行います。

審査期間につきましては、過去の調査請求の平均として、8箇月で、だいたい6回ぐらい開催されておりました。

審理終了に伴い、委員のご意見をお聞かせ願って、基準違反事実の

	<p>有無を決議していただきます。</p> <p>会長が決議書、裁判で言えば判決書の案を作成し、各委員に意見を求めます。基準違反事実があれば、条例第7条第1項の規定により、審査会が必要と認める措置を勧告致します。</p> <p>決議書を調査請求者及び被調査請求者の双方に手渡し、議長である会長が決議を読み上げます。</p> <p>条例第7条第4項及び規則第12条の規定により結果を、基準違反事実の有無にかかわらず、川西市広報に掲載して、市民に周知させます。</p> <p>この点につきましてより詳しい説明を、実際の事例に則してご説明いたします。「議題2 調査方法について(平成17年3月の調査請求事例)」と記しました資料において、実際の事例をお示ししております。裁判形式と同様と申しあげました実際の座席図が第1項カッコ1に、カッコ3からカッコ5までにおいては主張、答弁、証拠提出の流れを記しております。</p> <p>第2項におきまして、2回目の審査会の内容を示しております。ここでは、証拠の整理、実質的な審理を行った後、結審いたしております。</p> <p>第3項におきまして、3回目の審議会を行い、決議書の読上げと交付をおこなっております。</p> <p>また、こちらにはお示しておりませんが、請求があつてから第1回の審査会の開催までの期間は約2箇月で、事前に会長と事務局で前捌きを致します。第1回の審査会の後に、非公式の論点整理の会を催しております。</p> <p>議題2につきましては以上でございます。</p>
岡田会長	<p>事務局の説明は終わりました。ただいまの説明について、委員の皆様からご質問等はございませんか？</p> <p>(質問等なし)</p> <p>次に協議事項3 調査事例についてであります。事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局(四方田)	<p>それでは「議題3 調査請求の事例について」ご説明いたします。お手元に資料として、過去の調査請求事例を配布しております。左肩に「議題3」と記しております。</p> <p>平成4年に当政治倫理審査会が発足してから、22年が経過いたしました。この間、6人に関して政治倫理基準違反調査請求がありました。</p>

	<p>その内訳は市長が1、市議会議員が5人の合計7件でございます。</p> <p>それぞれの請求理由は資料の注釈に記載しているとおりであります。</p> <p>これらの請求内容(資料 1～7)を見ていただくとわかりますが、条例第3条に政治倫理基準を規定しております。ほとんどが条例第3条の第1項第3号及び第4号に違反しているとの請求でございます。</p> <p>条例の規定をご覧ください。条例第3条は1ページ目に記載しております。「議員及び市長は、次に掲げる政治基準を遵守しなければならない。」と規定しております。すなわち、第3号は、常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。第4号が市民全体の代表者としてその名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。こちらは第1号、第2号に比べて抽象的な表現になっているため、第3号、第4号での請求がしやすいものと考えられます。</p> <p>これらの請求に対する審査結果につきましては、それぞれ決議書としてまとめ、審査会の席上で請求者及び被調査請求者に対して手渡しております。</p> <p>また、条例第7条第4項の規定により、審査会は審査を終えたときは審査結果の要旨を市広報に掲載しなければなりません。</p> <p>お手元の資料にこれまでに公表した市広報の写しをご用意しております。実際の審査が行われますと、このような形で市民に周知されることとなっております。</p> <p>審査結果は、基準違反1件その他はすべて基準違反がないとのことでありますが、ほとんどの決議書には審査会としての補足意見又は付言等が述べられており、被請求者や調査請求者に対しても、審査会としての意見を述べているものもあります。</p> <p>以上、これまで提起されました調査請求について、簡単ですがご説明させていただきました。</p>
岡田会長	<p>事務局の説明は終わりました。ただいまの説明について、委員の皆様からご質問等はございませんか？</p> <p>(質問等なし)</p> <p>次に協議事項4 その他についてであります。事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局(総務課長)	<p>その他につきまして本日は特段ございません。また、ただ今ご説明させていただいて疑問点、ご質問等ございましたら、いつでも事務局へご連絡いただきましたらお伝えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

<p>岡田会長</p>	<p>たします。</p> <p>本日予定されていた協議事項は、これですべて終了しましたので、本日の審査会を終了したいと思います。</p> <p>閉会に当たり総務部長からご挨拶をお受けします。</p>
<p>事務局(総務部長)</p>	<p>委員の皆様におかれましては、本日、大変お忙しい中、本市政治倫理審査会にご出席いただき、本当にありがとうございます。</p> <p>冒頭にもありましたが、平成2年に川西市で全国に名を轟かせるような不祥事がありました。その建て直しということで市長部局、市議会一体となりまして、全国に先駆けた公文書公開条例、当時としてもまだ数が少なかった早い段階で政治倫理審査条例を制定した状況でございます。以来7件ほどの審査請求がありました。平成17年以降審査は開かれておりません。これは、政治倫理審査会という立場が一種の抑止力としてはたらいっているのではないかと思います。近隣市では不祥事が続いている中、川西市ではそういう状況の中で守られているのかなと思います。皆様のご挨拶の中にもありましたように、調査請求は無いのが何よりということですが、私も同感ではありますが、ひとたび調査請求がなされますと、日を置かずして慎重かつ難しい審査をしていただかなければならず、皆様にご苦勞をおかけいたしますが、是非ともご協力賜りますことをお願いいたしまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は大変ありがとうございました。</p>
<p>岡田会長</p>	<p>それでは、これにて平成26年川西市政治倫理審査会を閉会します。</p>